

昇陽中学校・昇陽高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年5月15日

～すべての生徒が、安心して学校生活を送れるように～

もくじ

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方……………	1
1. 基本理念	
2. いじめの定義	
3. いじめ防止のための組織	
4. 年間計画	
5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）	
第2章 いじめ防止……………	3
1. 基本的な考え方	
2. 未然防止のための体制	
3. いじめ防止のための措置	
第3章 早期発見……………	5
1. 基本的な考え方	
2. いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する考え方……………	6
1. 基本的な考え方	
2. いじめの発見・通報を受けたときの対応	
3. いじめられた生徒又はその保護者への支援	
4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	
6. ネット上のいじめへの対応	
第5章 いじめ対応マニュアル……………	9
1. 未然防止のための日常的な措置	
2. いじめ発生時の措置	
3. 重大事態（事案）への措置	

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたっての内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢でどんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「奉仕の心」を建学の精神とし、「思いやる心と生きる力を身に付けさせ、実社会に貢献できる人材を育成する」ことを教育目標に「互いに違いを認め合い、共に学び共に生きる」に重点をおいた人権教育に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識の下、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、同じ学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、(中学主事)、生徒指導部長、教務部長、人権推進委員、生徒相談係、学年主任、養護教諭、学級担任、(スクールカウンセラー)

(3) 役割

ア いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめに対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取り組みの有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

(1) 学校全体

- ・5月 問題行動調査会
- ・8月 教職員人権教育研修
- ・12月 全校人権教育(人権週間をテーマにして学校長による講話)

(2) 学年人権教育

各学年の成長過程にあわせたテーマでの人権教育を実施する。

1 学年：「いじめについて考える」をテーマにアンケートの実施と視聴覚教材による学習

目標：「いじめ」に起因すると思われる不登校や自殺事件が相次ぎ、「いじめ」は大きな社会的問題となっている。いじめ問題が人権侵害であることをしっかり認識し、加害者・被害者双方の視点からいじめ問題について理解させる。

実施 ①学校生活を振り返ってみよう」アンケート 日程：4月

②講演「人権について考えよう いじめとその対応について」 日程：4月

2 学年：「平和学習」

目標：平和と国際理解について教科(国語・社会科等)と連携し、総合的な知識から人権を考える力を育てる。

実施：①沖縄修学旅行の事前学習：講演（沖縄の歴史と文化・平和について学習）

日程：10～11月

②沖縄での現地学習：石垣島の八重山平和資料館、及びバナナ公園の戦争マラリア犠牲者慰霊の碑に赴き、平和学習（講演・セレモニー） 日程：11月

3 学年：「自分の生き方と進路」思春期教室

目標：生命誕生に関する映像と解説を通して、命の大切さ（尊さ）を実感し、男女が共に自らの性に責任を持ち、自分を大切に生きていくための進路選択について考えさせる。

実施：聖バルナバ病院助産師学院 日程：4月

中学生：「さまざまな人権について考える」

目標：いろいろな国籍・文化・身体的な特徴を持った人々が、互いに理解し合いながら、共に住みよい社会をつくっていくために、私たちはどうしたらよいのか？現在起こっているさまざまな人権問題について考える。そして、生徒一人ひとりの人権感覚を高め、共生社会の実現に努める。

実施：リバティおおさか 日程：10月

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は各学期の終わりに年3回開催し、取り組みが計画通りに進んでいるかどうかの検証や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級自体が人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

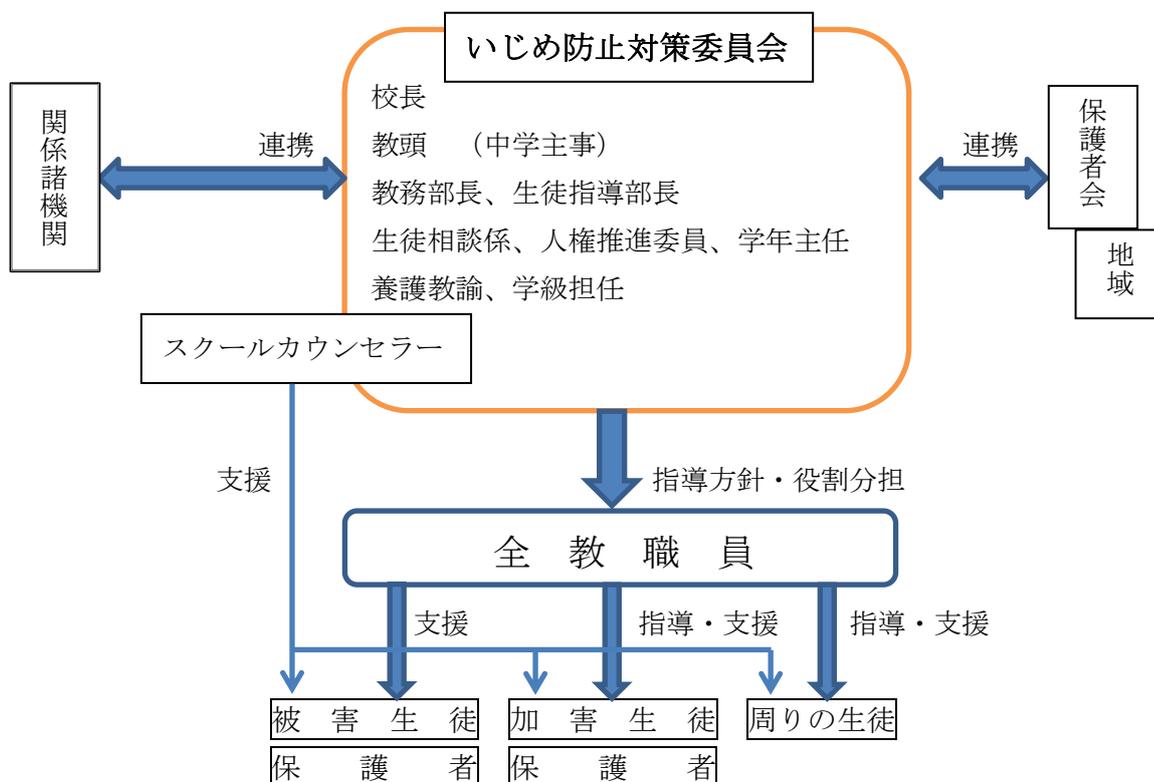
特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題に於いて最も重要なことは、未然防止に取り組むことである。そのためには「いじめはどの学校・どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校は、「奉仕の心を持ち社会に貢献できる人材の育成」を教育目標に、教育活動を展開している。生徒一人ひとりが「互いに思いやる心を持つ」ことによって、「自分と他者が互いに活かされている」ということに気付き、更に互いの違いを認め合いながら共に生きることの大切さを謳う「共生」の思想にまで、生徒達の意識を高めることに重点を置いて指導している。生徒達の中に、そのような「共生」の思想が浸透していけば、それは自ずといじめの防止に繋がるものと思われる。我々教職員は、この認識の下に日々の教育に取り組む必要がある。

2. 未然防止のための体制

未然防止のための体制



3. いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせることが必要である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのためには、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開していくと共に、生徒一人ひとりにできる限りの愛情を注ぐことが大切である。そうすることによって、生徒達に自己存在感や充実感を与えることが可能となる。更には、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を生徒達に与えるように工夫し、互いの違いを認め合う仲間づくりを目指し日々指導していくことが必要である。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえた時、我々教職員が指導上注意すべきことは、教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまうことがあるということである。逆に、教職員の生徒への温かい声掛けが、「認められた」という生徒達の自己肯定感に繋がり、生徒達を大きく変化させることもあるということも理解しておかなくてはならない。
- (4) 分かり易い授業を行うためには、教職員が互いの授業を見学し意見交換をすることが大切であり、そのためには、気軽に話ができる職員室の雰囲気が必要である。また、生徒が授業に参加できるように工夫することも大切である。さらに、居場所づくりや絆づくりを常に意識して指導し、生徒一人ひとりの中に集団の一員としての自覚が育っていくようにしたい。
- (5) ストレスに適切に対処できる力を育むためには、生徒の自尊感情を高め、互いに認め合える人間関係を築いていくように指導することが必要である。前述のように、教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、いじめを助長してしまうこともあるので、生徒への声掛けが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等、教職員が互いに指導の在り方に注意を払うことも大切である。
- (6) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとしては、あらゆる教育活動の場で生徒を認める声掛けを多くしていくことが大切である。有効な声掛けをする為には、生徒一人ひとりの今置かれている心の状態を理解することが必要なことは言うまでもない。授業や行事の時は勿論のこと、平日頃から生徒の状況を把握した声掛けによって生徒の心は育まれる。
- (7) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法としては、全校集会やHR活動・人権教育活動等においていじめの具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、またいじめに発展させずに防止するにはどうすべきかを生徒に考えさせていくことが必要である。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。教職員は、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにしなければならない。そのためには、生徒の何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性が必要であり、生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを持つことが大事である。また、休み時間や昼休みそして放課後の生徒との雑談等の中で、生徒の変化や信号を受け止めることも多いので、そのような機会を積極的に設けることが重要である。さらに、普段から生徒の様子に目を配るようにすると共に、生徒に関することについては、些細なことでも必ず教職員間で情報交換を密に行い、生徒への理解を共有することも大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する。定期的な教育相談の機会としては、学期毎の三者面談や授業参観後の面談、更には保護者との交流会（中学部）等を行っている。日常の観察としては、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうかという点に重点を置いて観察するようにしている。また、遊びやふざけのようにも見える行為があった場合にも、教職員間でそれらの情報が共有できるように気を付けるようにしている。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るためには、日頃から一人ひとりの生徒の良い所を見るようにし、逆に気になる所があれば声掛けをすると共に、気になる所については学校での様子等を保護者に連絡しておくことが必要である。
- (3) 生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制としては、日頃から生徒に声掛け等を行うことによって、良好な人間関係を築いておくことが大切である。そして、たとえ些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけではなく学年集団として共有しておくことも大切なことである。
- (4) 相談体制を広く周知するためには、保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談して下さい。」「担任に相談しづらい場合には、学年主任や生徒指導部長等に相談して下さい。」と繰り返し呼び掛けておくことが必要である。また、アンケート等により、相談体制が適切に機能しているか等を点検することも大切である。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報の対外的な取り扱いについては、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見る時、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合には、些細な兆候であっても、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導部長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事長に報告し状況に応じて、私学・大学課等の関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会うようにして、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒を定められた期間、別室指導や出席停止とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めると共に継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためにはまず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認すると共に、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容に繋げる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかも知れないという不安を持っていると考えられるので、すべての教職員は「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことに繋がる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をすると共に、すべての教職員が支援し生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

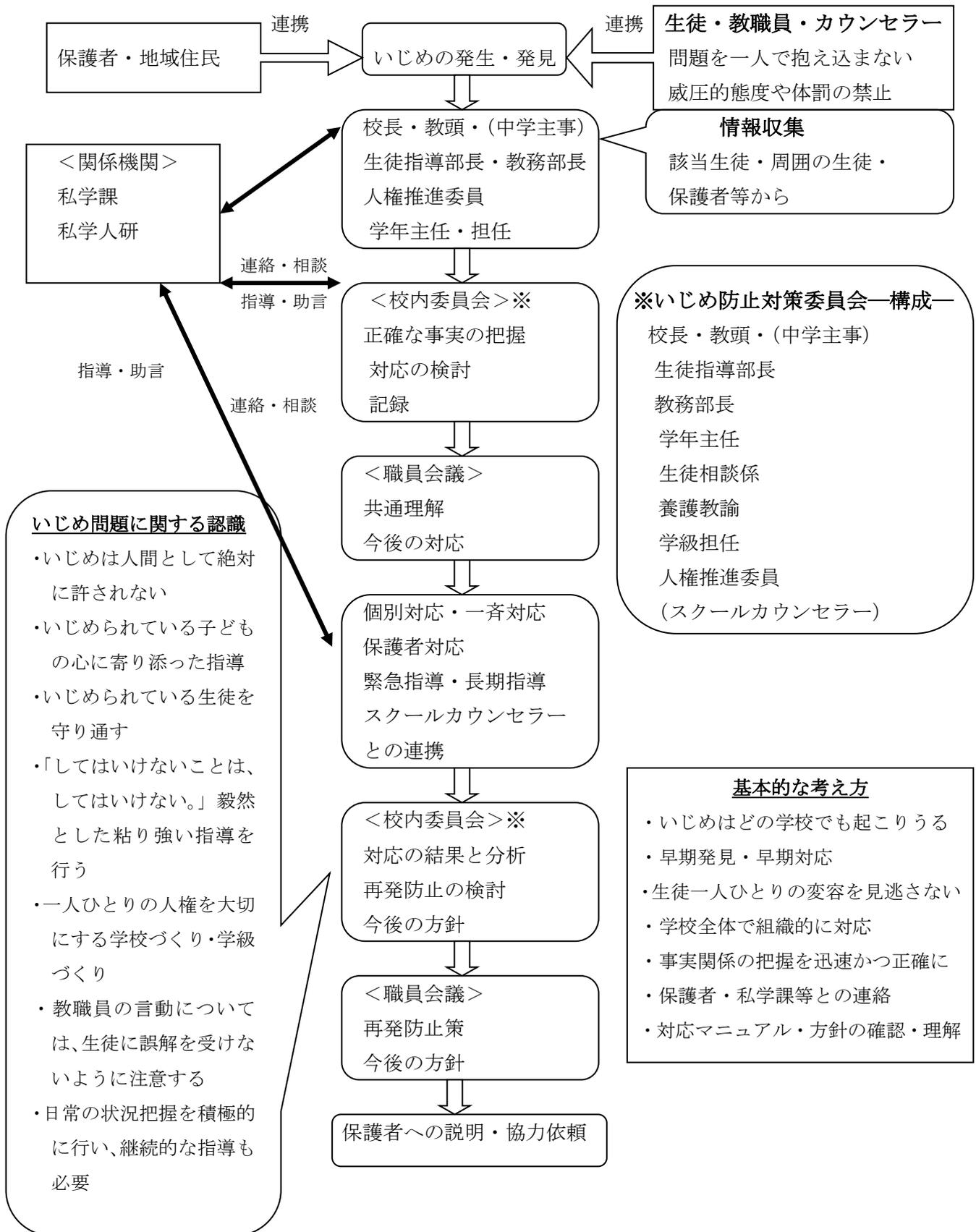
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題へと繋げることにより教訓化すると共に、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。また、体育大会・文化祭・校外活動等の学校行事は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会である。学校行事を通して、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に指導し支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存すると共に、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重すると共に、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設けるように努める。

いじめ対応マニュアル

昇陽中学校・高等学校



全教職員の共通理解と迅速な対応！

第5章 いじめ対応マニュアル

1. 未然防止のための日常的な措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導部・人権教育係》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《校長・教頭・(中学主事)》

- ・全校集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

2. いじめ発生時の措置

① 情報を集める

《学級担任、養護教諭等》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

②—A 子どもへの指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせて来た生徒の安全を確保すると共に、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を持たせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《いじめ防止対策委員会》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや外部関係機関の協力を得る等、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

②—B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除くようにする。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

3. 重大事態（事案）への措置

重大事態（事案）とは、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時（生徒が自殺を企図した場合等）や、一定期間（30日を目安）連続して欠席している場合等である。

- (1) 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事態の解決にあたる。
- (2) 事態の性質に応じて「いじめ防止対策委員会」に、適切な専門家や第三者を加えた組織が調査に当たる。
- (3) 学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢で調査に臨むようにする。その際、関係者の個人情報に十分配慮すると共に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に調査結果を提供する必要があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。また、いじめられた生徒からの聴き取りが
 - ア) 可能な場合は、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした形で調査を行うようにし、
 - イ) 不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する形で調査を行うようにする。
- (4) 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供する必要がある。また、監督官庁へ調査結果を報告する。
- (5) 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- (6) 事案によってはマスコミへの対応も考えられる。そのような場合には、対応窓口を明確にし誠実な対応に努める。

以 上